

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 農林水産部 生産者支援課

法令名	農業協同組合合併助成法			法令番号	昭和36年法律第48号		
手続名	合併推進法人の指定の取消			根拠条項	第9条第3項		
処分基準	農業協同組合合併助成法 （監督等） 第9条 略 ② 略 ③ 都道府県知事は、推進法人が前項の規定による命令に違反したときは、第六条第一項の指定を取り消すことができる。 ④ 略						
	対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関	生産者支援課	交付機関	生産者支援課	目次No.